

新型コロナウイルス感染症への新たな支援を行います

広域連携推進

1 東京都看護協会職員(看護師)の都道府県外応援派遣を決定しました。 大阪府及び北海道へ看護師を派遣します。

公益社団法人東京都看護協会は、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生などにより、各地の医療機関で看護職員が圧倒的に不足している状況に対応します。このたび、大阪府内及び北海道内の患者の急増を受け、公益社団法人日本看護協会から都道府県外看護職の応援派遣について要請があり、当協会から4名の看護師を派遣します(12月25日現在)。

派遣場所 大阪コロナ重症センター(30床)大阪府立病院機構 大阪急性期・総合医療センター敷地内
派遣期間 令和3年(2021年)1月3日～2月28日
派遣人数 1名
業務内容 重症患者の看護
資格能力 看護師 要ICU勤務経験、人工呼吸器装着時ケア経験



[出発前オリエンテーション]

派遣場所 医療法人社団慶友会吉田病院
派遣期間 令和2年(2020年)12月23日～1月12日 2名
令和2年(2020年)12月29日～1月9日 1名
派遣人数 合計3名
業務内容 感染症患者対応、一般病棟業務
資格能力 看護師



[会長による激励]

公益社団法人東京都看護協会は、全国的な感染拡大による医療機関の逼迫した状況を受け、関係機関と連携しながら、都道府県の枠を超えた効果的かつ迅速な看護職確保の広域連携実現に向け、引き続き対応してまいります。

本リリースに関する問い合わせ先

公益社団法人東京都看護協会

総務課 仲宗根(なかそね)、阿部(あべ)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿四丁目2番19号

https://www.tna.or.jp/

Email info@tna.or.jp

電話 03-6300-0730(代表)

就業不能となった看護職への直接支援

2 新型コロナウイルス感染症に感染した看護職に対して 見舞金を支給できるようにしました。

新型コロナウイルス感染症に感染した看護職が就業できなかった場合、当該看護職に対して、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症見舞金を給付する制度を新設しました。

給付金額 就業不能となった看護職1人につき金10,000円

申請権者 所属施設長の承認を得て本人が申請

施行日 令和2年12月17日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

申請先 公益社団法人東京都看護協会

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、看護職が医療現場の最前線で安心して働けるよう、そして地域の医療提供体制を守るため、各種制度整備に尽力してまいります。

公益社団法人東京都看護協会 とは

公益社団法人東京都看護協会(会長 山元恵子 会員 4万9千人)は、東京都に在住・在勤の看護職(保健師・助産師・看護師・准看護師)の資格を持つ個人が自主的に加入し運営する職能団体です。

令和2年(2020年)3月31日現在 会員数 49,287人

本リリースに関する問い合わせ先

公益社団法人東京都看護協会

総務課 仲宗根(なかそね)、阿部(あべ)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿四丁目2番19号

<https://www.tna.or.jp/>

Email info@tna.or.jp

電話 03-6300-0730(代表)